

2. 日本の統計制度

(2011年10月13日授業)

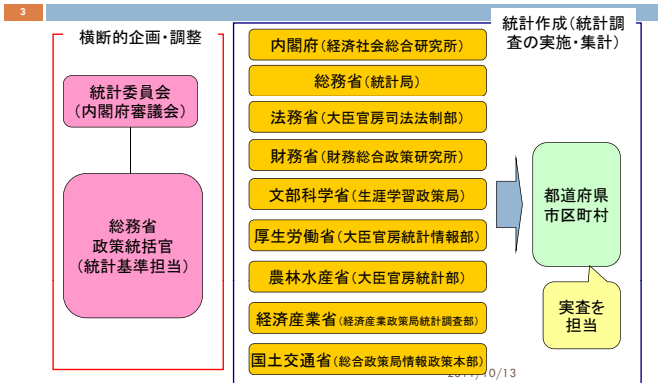
2011/10/13

公的統計機構(official statistics system)

- 公的統計の企画・作成組織のタイプ
 - 一元型(集中型):カナダなど
 - 中央統計局など、一つの政府機関に集中
 - 統計調査の体系化や専門家の養成が容易というメリット
 - 利用者(行政)ニーズの反映に時間がかかるというデメリット
 - 分散型:アメリカなど
 - 複数の政府機関で統計を作成
 - 利用者(行政)ニーズの反映が容易というメリット
 - 統計調査の重複や専門家の養成が困難というデメリット
- 日本の公的統計機構は分散型
 - 作成機関とは別に企画調整機関(総務省政策統括官(統計基準担当))が存在
 - 作成機関として総務省統計局の存在は大きい
 - 職員の1/3、予算の1/2を占める(除く国勢調査)

2011/10/13

日本の統計機構



2011/10/13

日本の公的中央統計機構の変遷(戦前)

- 1871年(明治4) 太政官正院に製表課が設置
- 1881年(明治14) 太政官統計院
- 1885年(明治18) 内閣統計局
- 1919年(大正8) 内閣国勢院(内閣軍需局と統合)
 - 1920年(大正9) 第一回国勢調査実施
- 1922年(大正11) 統計局(内閣の外局)
- 1924年(大正13) 内閣統計局
 - 以降、組織変更により度々内閣の外局、内局に変わる

2011/10/13

日本の公的中央統計機構の変遷(戦後)



2011/10/13

国の統計職員数(平成23年4月1日現在)

府省名	(単位:人)		合計
	本省庁	地方支分部局	
内閣府	89		89
警察庁	6		6
総務省	551		551
法務省	8		8
財務省	22	49	71
文部科学省	20		20
厚生労働省	253		253
農林水産省	256	2,109	2,365
経済産業省	224	63	287
国土交通省	55		55
人事院	12		12
合計	1,496	2,221	3,717

注) 農林水産省、経済産業省の地方支分部局には内閣府沖繩総合事務局の職員を含む
 出典: 総務省政策統括官・統計局HP(『統計基準年報』)

平成13年と比較して56.6%減

2011/10/13

国の統計事業費(平成23年度:当初予算案)

府省等名	統計調査 (千円)	統計関連事業 (千円)	計 (千円)	省庁等別構成比
人事院			13,069	0.0%
内閣府			652,625	2.1%
消費者庁			7,922	0.0%
総務省			15,810,055	51.1%
法務省			115,705	0.4%
財務省			829,980	2.7%
文部科学省			304,817	1.0%
厚生労働省			4,568,852	14.8%
農林水産省			4,088,859	13.2%
経済産業省			2,864,074	9.3%
国土交通省			1,461,025	4.7%
環境省			210,346	0.7%
合計	26,384,678	4,542,651	30,927,329	100.0%

平成13年度と比較して
15.6%減

注) 常勤職員の人件費等経常的経費を除く
出典: 総務省政策統括官・統計局HP『統計基準年報』
2011/10/13

国の統計制度の改革

新統計法の制定及び施行

- 平成19年5月23日に統計法が全面改正
平成21年4月1日全面施行
- 内閣府に「統計委員会」を設置
 - 国の統計の司令塔
- 統計の分類を調査主体別に整理
- 二次統計(国民経済計算)を「基幹統計」として位置付け
- 統計データの二次利用の拡大

食品安全委員会や原子力委員会、原子力安全委員会と同じ内閣府設置法に基き審議会

2011/10/13

公的統計の種類(新法)

- 基幹統計(統計法 第二条4項)
 - 国勢統計(国勢調査)
 - 国民経済計算
 - 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかにか該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- 一般統計(統計法 第二条7項)
 - 行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のもの
- 地方公共団体又は独立行政法人等が行う調査による統計(統計法 第二十四条、二十五条)
 - 現在は日本銀行のみ

国の機関のこと

基幹統計一覧 (平成23年3月現在)

内閣府 <1>	△国民経済計算
総務省 <14>	国勢統計 住宅・土地統計 労働力調査 小売物価統計 家計調査 個人企業経済調査 科学技術研究調査 地方公務員給与実態調査 就業構造基本調査 全国消費実態統計 全国物価統計 社会生活基本統計 ※経済構造統計 △産業連関表
財務省 <1>	法人企業統計
国税庁 <1>	民間給与実態統計
文部科学省 <4>	学校基本調査 学校保健統計 学校教員統計 社会教育調査
厚生労働省 <8>	人口動態調査 毎月勤労統計調査 業事工業生産動態統計調査 医療施設統計 患者調査 賃金構造基本統計 国民生活基礎統計 △生命表
農林水産省 <7>	農林業構造統計 牛乳製品統計 作物統計 海面漁業生産統計 漁業センサス 木材統計 農業経営統計
経済産業省 <11>	工業統計調査 経済産業省生産動態統計 商業統計 埋蔵鉱量統計 ガス事業生産動態統計 石油製品需給動態統計 商業動態統計調査 特定サービス産業実態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 経済産業省企業活動基本統計 △鉱工業指数
国土交通省 <9>	港湾調査 造船造船機統計 建築着工統計 鉄道車両等生産動態統計調査 建設工事統計 船員労働統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計 法人土地基本統計
<<合計 56>>	

注) △は加工統計、※は他省庁との共管を表す
出典: 総務省統計局HP

公的統計調査の種類別実施数

	基幹統計調査			一般統計調査			地方公共団体および独立行政法人等が行う統計調査*			
	計	うち 周期 調査	うち 經常 調査	計	うち 周期 調査	うち 經常 調査	計	都道 府県	政令指 定都市	日本 銀行
平成21年度	40	4	36	196 (5)	44 (2)	152 (3)	459	403	53	3
平成22年度	38	2	36	186 (5)	35 (1)	151 (4)	418	363	52	3

注1) 周期調査とは2年以上の周期間隔(2年に1回など)で実施される統計調査であり、經常調査とは1年以下の周期間隔(毎月、毎四半期、毎年など)で実施される統計調査である。
注2) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。
注3) *平成22年度の数値は、東日本大震災により施行状況の報告が困難と判断した岩手県、宮城県、福島県、仙台市を除いたものである。

出典: 総務省政策統括官『統計基準年報』、統計委員会「平成22年度統計法施行状況報告」
2011/10/13

統計法(平成19年法律第53号)

- 第1条(目的) この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
- 第13条(報告義務)
- 第15条(立入検査等)
- 第41条(守秘義務)
- 第57条(罰則) 調査と誤認させることによる情報の詐取、統計業務上知りえた個人等情報の漏洩等 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 第58条(罰則) 統計業務従事者による公示日直前の情報漏洩・盗用 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 第59条(罰則) 統計業務従事者による利益目的の情報の横流し等 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 第61条(罰則) 報告拒否及び虚偽報告、立入検査拒否等 50万円以下の罰金

2011/10/13